

# TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 28 年 10 月 21 日発行  
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp) 担当: 尾崎 正和  
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302  
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

## 平成 29 年度税制改正要望の主な内容

各省庁から 8 月末に平成 29 年度の税制改正要望が提出されました。これらを考慮しながら 12 月に向けて政府・与党で議論され、与党の税制改正大綱がまとまっていきます。そして、この大綱をもとに来年度の税制改正案が作成されます。今回の TMB ニュースではこの税制改正要望と昨今のニュースの中からいくつかその内容をご紹介します。さてどうなるのか興味深いところです。

### 1. 相続税の納税義務者・課税財産の一部見直し！（相続税）＜自民党税制調査会＞

#### ①海外移住した相続人（国籍：日本）の納税義務の見直し

現行：相続人及び被相続人が相続開始前 5 年以内に日本に居住していたことがある⇒納税義務あり

改正案：相続人及び被相続人が相続開始前 10 年以内に日本に居住していたことがある⇒納税義務あり？

被相続人が相続開始時に日本に居住している場合：納税義務あり

#### ②日本で働く外国人の課税財産の範囲の見直し

現行法では被相続人が日本に住んでいる場合その相続人には納税義務があるため、日本で一時的に働く外国人が亡くなった場合も例外ではありません。この場合の課税財産の範囲は現行制度上はその外国人が持つ全財産（出身国にある財産を含む）ですが、これを一定の要件を満たす外国人については日本国内にある財産に限定する案が出ています。

### 2. 子育て支援＜厚生労働省＞

#### ①ベビーシッター代に応じて税負担を軽減！（所得税・個人住民税）

仕事と育児の両立を支援するため、ベビーシッターを雇ったり認可外保育所に子どもを預けたりした際の費用について、その一部を所得税・住民税から税額控除するなど、税負担を軽減する仕組みの導入。

#### ②保育所等の敷地として貸与されている土地を非課税に！（相続税・贈与税）

### 3. 健康・医療＜厚生労働省＞

#### ①医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予当の特例措置の延長等（相続税・贈与税）

持分なし医療法人への移行を進める医療法人について、移行期間中の相続税・贈与税に係る納税を猶予し、また、移行後に猶予税額を免除する等の措置について、その適用期限を延長等。

#### ②たばこ税の税率の引上げ

### 4. 投資促進

#### ①「積立 NISA」の創設！（所得税・個人住民税）＜金融庁＞

現行 NISA との選択制で年間投資上限額 60 万円（現行 NISA：120 万円）、非課税期間 20 年（現行 NISA：5 年）、投資方法を定期・定額での積立投資に限定した「積立 NISA」の創設。

#### ②サービス分野の研究開発投資に対する減税拡充！（法人税）＜経済産業省＞

### 5. 自動車の販売促進！（車体課税）＜経済産業省＞

所有者が毎年支払う自動車税の引下げ、今年度末で期限が切れる自動車重量税のエコカー減税の恒久化

### 6. 空き家対策！（流通税）＜国土交通省＞

市街化区域内など一定の区域内の土地について、居住又は事業の用に供さなくなってから 1 年以上 3 年以内の空き家・空き店舗の敷地を取得する場合における流通税の税率を軽減

	登録免許税	不動産取得税
現行	措置法により H29.3 まで 1.5%（本法 2%）	4%
軽減後（要望）	1%（H29.4～31.3）	2%

なお、これらはあくまで検討中のものであり、実際に来年度の税制改正大綱に採用されるとは限りません。12 月初旬に発表される税制改正大綱案に注目したいところです。弊社からも速報をお出ししますのでもうしばらくお待ちくださいませ。